自治労県職

速報版

発行：自治労滋賀県職員連合労働組合
自治労滋賀県職員労働組合
県庁東館5階
県庁内線：4790,4791
直通077-528-4790
FAX：077-521-3784
E-Mail／shigajichiro@yahoo.co.jp

# 会計年度任用職員の勤勉手当支給を可能とする改正法が成立

## 今後は各自治体での実現に向けた取組が重要に

会計年度任用職員の勤勉手当支給に向けた法改正の動きについては、既に速報版等でお知らせしているところですが、本年４月２５日開催の参議院総務委員会で、自治労組織内議員の岸真紀子参議院議員が会計年度任用職員の現状と課題について質疑を行い、その後の採決の結果、賛成多数で可決。翌４月２６日の参議院本会議において、遂に念願の地方自治法改正案が可決・成立いたしました。なお、施行日については２０２４年４月１日となっています。

### 自治労の全国的な取組や国会対策が大きな力に

これまでの間、自治労は会計年度任用職員制度の最大のネックとなっている「勤勉手当の不支給」の状況を改善すべく、その根拠法令たる地方自治法の改正を目指して、全国署名を含めて政府・国会対策を展開してきました。また、今国会においては、最終ステージの取組みとして国会傍聴行動を実施。衆議院総務委員会では自治労の政策協力議員が「勤勉手当支給を可能とする法改正後の適切な財政支援が必要」「勤勉手当の支給に伴う給与との減額措置は本末転倒。適切な処遇の改善について各自治体へ念押しを」などと質しました。これに対して松本総務大臣は「支給に向けて今後各自治体を調査し、その結果を踏まえて地方財政措置をしっかりと検討する」「目指す方向は処遇の改善。制度の趣旨に沿った運用となるよう改めて助言・指導等を行い、処遇の改善がはかれるようしっかり取り組む」などと答弁しました。

### 今後の取組は各自治体で実現に向けた交渉の場面へ

法改正は成立しましたが、最終的に各自治体で支給が実現するか否かは組合との交渉・協議を踏まえた首長の判断となります。既に自治労県職としては人事当局に対して、本年３月の春闘要求の際に勤勉手当支給に向けて対応を行うよう要請しているところですが、今般の法改正をうけてさらに取組を強化していきます。

# 新採職員の組合歓迎行事を実施してます

## 各支部・職場単位で実施中！　加入拡大が続く

新規採用職員の皆さんは、研修センターでの研修を終えて、本格的に業務に従事しています。今年は経験者採用の方も多くおられますが、やはり期待と緊張のはざまの日々を送られていることとお見受けします。組合では、この時期にスムーズな職員生活をスタートすることを願って、各支部・各職場単位で歓迎会を実施しています。今年は、運営に工夫も加えて、少し緊張気味な新採職員も気楽に意見交流ができるように、コロナ禍では限定的であった先輩組合員の皆さんの参加も得て、楽しくも有意義な交流の機会を設けています。組合に加入していただける方も日々増えています。未加入の皆さんの加入をお願いします。（裏面の加入届をご利用ください）

# 4/29 労働者の祭典「メーデー」を開催

連合滋賀と滋賀県労働者福祉協議会が主催する「第94回労働者統一メーデー」が4月29日に開催されました。この3年間はコロナ禍で制約のあったメーデーでしたが、本年は例年通り４会場で約２３００名の組合員家族が参加しました。中央集会は近江八幡市文化会館で行われ、白木・連合滋賀会長が「物価高騰で厳しくなっている生活を改善させるため、賃上げの流れを継続させ、持続的なものになるように取り組みを進めよう」と冒頭のあいさつを行いました。さらに、「すべての働く仲間が安心して働き暮らせるよう、暮らしを守る取り組みを最優先に進めよう」とするメーデー宣言を採択しました。その後、参加者は市内をデモ行進し、「貧困や格差をなくそう」「同一労働同一賃金の実現を」などのアピールを行いました。自治労県職の役員は主として大津市内膳所公園の会場に家族連れで参加しました。

# 年に一度の新規加入・見直し時期（自治労生命共済）
# 生命・医療保障なら自治労共済へ
## 制度改正で大きく保障が充実！助け合いだからこそ実現！

### 新規・更新募集中（6月28日まで）

**①手ごろな掛金で利用できます**

利用できるのは組合員とその家族だけ。利用しないのはもったいない！

**②ニーズに合わせて保障額を選択できます**

死亡保障（型）と医療保障（医療コース）をセットで利用。幅広い保障額から選択できます。

**③これ１つで安心の共済です**

がん診断や先進医療保障、５大成人病による入院共済金、心臓や腎臓の障がいによる傷病障害共済金、診断書料補助などの充実した保障がすべての医療コースに付帯されています。

**④配偶者・子どももあわせて加入できます**

家族みんなの加入で、家計の管理がしやすくなります。

**⑤１年更新で掛金にムリ・ムダがありません**

１年更新だから、ライフステージに合わせて保障の見直しがしやすく、掛金にムリ・ムダがありません。

**⑥剰余は割り戻し金としてお支払いします**

共済は「助け合い」が目的。非営利事業だから、毎年度の決算で剰余が生じた場合、組合員に「割り戻し金」としてお支払いします。

**◆さらに！持病があっても入れる場合があります**

組合員本人は、慢性疾患がある場合でも一定の条件を満たす場合、最低保障額に新規加入できます。また、高血圧症の組合員本人・配偶者も、所定の条件に該当すれば、最低保障額を超える保障に新規加入・増額できます。

## 特殊勤務手当が改善されます！

**昨年度の賃金交渉において、特殊勤務手当の改善を求めてきましたが、次のとおりの内容で改善されます。**

**1. 感染症防疫等作業手当の支給額が改善**

〇家畜伝染病（口蹄疫、豚熱、高病原性鳥ｲﾝﾌﾙｴﾝｻﾞおよび低病原性鳥ｲﾝﾌﾙｴﾝｻﾞに限る）のまん延を防止するために行う家畜のと殺、家畜の死体の焼却もしくは埋却または畜舎等の消毒作業について、手当の額を

従事した日**1日につき380円（40円↑）に引上げ**

〇牛または豚のと殺等の著しく危険な作業に従事した場合は、手当の額を

従事した日**1日につき760円（420円↑）に引上げ**

（いずれも適用日は令和5年1月19日から）

**2. 潜水等作業手当の支給対象職場が拡大**

水中作業（水中での魚類の選別、取揚げ、採捕または放流等）にかかる手当について、**水産課**を支給対象機関に追加。

## コロナの５類移行で休暇等が廃止に

新型コロナウイルス感染症が５類感染症に変更されることに伴い休暇制度等が５月７日付けで廃止となっています。詳細は人事課の発文を参照してください。

**【廃止となる休暇等】**

**①出勤することが著しく困難であると認められる場合の特別休暇**
**②コロナウイルス感染症の抗体検査を受ける場合の職専免**
**③コロナウイルス感染症の予防接種を受ける場合の職専免**
**④コロナウイルス感染症拡大防止のため休憩時間の割り振り変更の特例**（５パターンの割り振り変更）
**※「柔軟な働き方の促進を目的」に廃止前と同じパターンで特例は維持されます。**
**⑤結婚休暇の取得期間の特例**（結婚の日の５日前の日から「当分の間」において取得できることとなっていた特例）
**※経過措置**：特例の対象であった職員については、令和５年５月７日を結婚の日とみなすことになりました。

## 《夏に向けた新企画》
# ＵＳＪバスツアー参加者募集！

お待たせしました！自治労県職の福利厚生事業を再開します。まずは、ユニバーサル・スタジオ・ジャパンへの日帰りバスツアーのご案内です。借り上げバスなので車内ではゆったりしていただけます。職場の同僚や家族と一緒に楽しみましょう！

日　　時：**７月１日（土）**雨天決行
集　　合：県立総合病院またはＪＲ大津駅
行　　程：県立総合病院 7:30 出発→大津駅 8:15 出発→ USJ 自由行動 10:00-17:30 →大津駅 19:15(予定)→県立総合病院 20:00(予定)
定　　員：４０名
参 加 費：組合員本人 500 円、組合員家族 1,000 円、それ以外の者 5,000 円
申　　込：６月９日（金）締切（抽選にて決定）
申 込 先：本部書記局　　TEL 077-528-4790
　　守山支部書記局 TEL 077-583-4906

## 自治労県職 加入届

【氏　名】＿＿＿＿＿＿＿＿

【所　属】＿＿＿＿＿＿＿＿

【職員番号】＿＿＿＿＿＿＿＿

上の QR コードを読み取り、回答フォームからの申込みも可能です。

# 新型コロナ５類移行に伴い休暇等が廃止に

# 国家公務員法等の一部を改正する法律案の概要
## （令和３年通常国会）

令和３年４月　内閣人事局

平均寿命の伸長や少子高齢化の進展を踏まえ、豊富な知識、技術、経験等を持つ高齢期の職員に最大限活躍してもらうため、定年の65歳引上げについての国会及び内閣に対する人事院の「意見の申出」（平成30年８月）に鑑み、国家公務員の定年を引き上げる。

### １．定年の段階的引上げ

現行60歳の定年を段階的に引き上げて65歳とする。

（ただし、職務と責任の特殊性・欠員補充の困難性を有する医師等については、66歳から70歳の間で人事院規則により定年を定める）

| | 現行 | 令和５年度～６年度 | 令和７年度～８年度 | 令和９年度～10年度 | 令和11年度～12年度 | 令和13年度～【完成形】 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 定年 | 60歳 | 61歳 | 62歳 | 63歳 | 64歳 | 65歳 |

（※）定年の引上げに併せて、現行の60歳定年退職者の再任用制度は廃止
（定年の段階的な引上げ期間中は、定年から65歳までの間の経過措置として現行と同様の制度を存置）

### ２．役職定年制（管理監督職勤務上限年齢制）の導入

①　組織活力を維持するため、管理監督職（指定職及び俸給の特別調整額適用官職等）の職員は、60歳（事務次官等は62歳）の誕生日から同日以後の最初の４月１日までの間に、管理監督職以外の官職に異動させる。

②　役職定年による異動により公務の運営に著しい支障が生ずる場合に限り、引き続き管理監督職として勤務させることができる特例を設ける。

### ３．60歳に達した職員の給与

人事院の「意見の申出」に基づき、当分の間、職員の俸給月額は、職員が60歳に達した日後の最初の４月１日（特定日）以後、その者に適用される俸給表の職務の級及び号俸に応じた額に７割を乗じて得た額とする。

（役職定年により降任、降給を伴う異動をした職員の俸給月額は、異動前の俸給月額の７割水準）

（※）検討条項として、政府は、①60歳前後の給与水準が連続的なものとなるよう、国家公務員の給与制度について、人事院において公布後速やかに行われる昇任・昇格の基準、昇給の基準、俸給表などについての検討の状況を踏まえ、定年引上げ完成の前（令和13年３月31日まで）に所要の措置を順次講ずること、②公布後速やかに評語の区分など人事評価について検討を行い、施行日までに所要の措置を講ずること、を規定

### ４．高齢期における多様な職業生活設計の支援

①　60歳以後定年前に退職した者の退職手当
60歳に達した日以後に、定年前の退職を選択した職員が不利にならないよう、当分の間、「定年」を理由とする退職と同様に退職手当を算定する。

②　定年前再任用短時間勤務制の導入
60歳に達した日以後定年前に退職した職員を、本人の希望により、短時間勤務の官職に採用（任期は65歳まで）することができる制度を設ける。

### ５．その他

・検察官、防衛省の事務官等についても、同様に定年の引上げ等を行う。
・施行日：令和５年４月１日